

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第六章 世界の労働運動

第二節 労働運動

概観

一九五二年を通じて、資本主義、植民地諸国の労働者階級の、再軍備政策の重圧に反対する闘いは、いちじるしく前進を示した。

(一)西欧では、賃上げを中心とする経済要求かくとく闘争によって労働者の広汎な統一行動がかためられ、ストライキ件数は、アメリカ労働調査協会資料によると、一九五一年にくらべ約一八%の増加を示し、西ドイツ再軍備反対、北大西洋条約反対の運動は、西欧における再軍備体制確立をいちじるしくおくらせ、行き詰まらせるにいたった。

また、モロッコ、チュニジア、アルゼリア、インドシナ、朝鮮向けの軍隊、軍需品の輸送拒否闘争が強められた。とりわけ、六月二五日の朝鮮戦争勃発記念日を期して世界労連が呼びかけた「平和を守るための団結と闘争の国際日」には、フランス労働総同盟、イタリア労働総同盟傘下の各労組が抗議の集会、デモ、短時間ストをおこなったのをはじめ、ベルギー、デンマーク、イギリスなどの労組でも朝鮮戦争中止の要求と決議が増加をみせた。

ベルギーでは、兵役期限延長反対の百万人のゼネスト(八・九)が、ベルギー労働総同盟(六〇万)のイニシアでおこなわれて勝利し、オランダ、デンマーク、オーストリア、ノールウェーにも、軍事予算削減要求、軍事基地設定反対の運動がひろがった。

(二)ラテン・アメリカ諸国では、賃上げ、必需品価格の引下げ、首切りと工場閉鎖反対、失業保険と民主的自由のかくとくを主な要求としてストライキとデモがおこなわれたほか、主要資源の国有化、農業改革と産業発展、アメリカとの軍事協定反対、平和政策、すべての国との通商関係の樹立および真の民主政権の確立をめざす闘いがすすめられ、ラテン・アメリカ労働総同盟(CTAL)に五〇〇万の労働者が結集するにいたり、各国では職場統一委員会を中心とする統一行動が発展をみせた。

(三)中近東諸国では、イラン、エジプトをはじめ、労働者と農民を中心とした民族独立運動はいぜんとして活潑化しており、そのなかで、イラン労働組合評議会、エジプト統一労働組合会議などの全国的中央組織の確立と強化がすすめられた。

アジアでは、再軍備に反対し、生活と平和を守る日本労働者の闘いと統一が強められ、中国、朝鮮の労働者の抗米援朝運動は、朝鮮戦争中止へ向って大きな前進を示し、朝鮮における国連軍の細菌戦術に対する国際的抗議は、とくにインド、オーストラリア、オランダ、イギリス、フランス、イタリア等の労働者の間におこり、国連ならびに国連加盟諸国に対する抗議文となって示された。

また中国では、中華全国総工会が、組合員を一九五二年六月現在の六三〇万から、同十二月現在で一〇〇万へと飛躍的増加をみせ、中国だけでなくアジアにおける労働者階級としての指導的地位の確立を示した。

(四)賃金闘争は、労資の頑強な対立のなかで長期化する傾向をおび、組合弾圧の強化を伴ったため、強力な統一行動と国民各層との広汎な共闘を必要とし、戦争政策と対決された総合的な平和経済政策をめざす闘いと結合した。(イタリア、フランス等)

(五)戦争政策からくる労働者に対する全面的な収奪に反対して安定した生活の保証をもとめる闘いは、最低賃金制、スライド制の確立、社会保障の改善と拡大をもとめる闘いとなって発展した。とくに世界労連のイニシアによる国際社会保障会議の開催準備となってあらわれた。

また失業者に仕事を保証させるための闘いとしてイタリアではじめられた逆ストは、一九五二年には、イタリアでは全国的に、さらにオランダ、デンマークへとひろがっていった。

(六)戦争政策と激突した経済要求かくとく闘争は、平和と独立をもとめる闘いと結合し、平和生産を防衛し、拡大し、東西の自由な貿易をもとめる運動を促進させ、モスクワでひらかれた国際経済会議ならびにウィーンでひらかれた諸国民平和大会には、世界労連はじめ各国の労働組合代表が多数参加した。

(七)反戦平和運動は、リッジウェイの西欧諸国訪問を機会に「リッジウェイ帰れ」の抗議運動となってあらわれ、とくにフランス、イタリア、イギリス、デンマークで、鋭く示された。また欧州諸国の炭坑、金属の各部門の労働者を中心としたシューマン計画反対闘争は、西ドイツ再軍備反対欧州労働者委員会の運動と結合しておこなわれていった。

(八)労働運動に対する弾圧はいよいよ強められ、とくにギリシャ、スペイン、アフリカ諸国、中近東諸国、インドなどでは武力弾圧が公然とおこなわれ、死傷者数のいちじるしい増加をみせた。たとえば、ギリシャでは政治犯二〇万に達し、モロッコのカサブランカのデモでは百数十名が射殺された。またフランスをはじめ資本主義諸国の労働組合に対する圧迫は、組合指導者、活動分子の相次ぐ逮捕、重刑、言論機関の封殺の増加となってあらわれた。たとえば、アメリカではスミス法による組合幹部の逮捕は、一八名に達した。だが、弾圧抗議運動は、スペインでは、一九五一年のゼネストの責任を問われ、死刑一名をふくむ二六名の組合指導者の刑が懲役四年に変更され、インドでは、コイムバトール組合指導者が死刑から終身刑へと変更されたほか、キューバ、モロッコでは、逮捕された組合幹部の釈放をかちとっている。

(九)組合活動の自由を守る闘いは、たとえば、イタリアでは、イタリア労働総同盟第三回大会が決定した職場労働憲法を守る闘いとなってあらわれている。その主な内容は次の通りである。

一、共和国憲法が個人ならびに社会の団体の成員としての個人に認めた不可侵の権利を、たとえいかなる方法によるにせよ、またいかなる理由にもとづくにせよ、雇主と賃金取得者のあいだに結ばれる労働関係がこれを縮小し、制限するようなことがあってはならない。(憲法第二条)

したがって、労働者は、雇主もしくは職場の責任者に対して、市民としての権利を維持し、人間としての尊敬をうけ、さまたげられ制限されることなしに自分の知的・政治的個性を発展させる自由をもっている。

二、雇主と賃金取得者の労働関係は、当該労働者に対して、当該労働の組織と訓練を尊重しながら

ら特定時間、特定の量の仕事を行うことを要求する雇主の権利を認めているにすぎない。この権利を行使するにあたって、雇主もしくは雇主を代表する者は、労働者の人格の不可侵(憲法第十三条)を尊重しなければならない。

したがって、雇主もしくは雇主を代表する者は、賃金取得者に対して、侮辱したり、肉体的・精神的暴力を加えたり、工場規則ではっきり認められた以外の理由で身体検査を行ったり、賃金取得者の所有物をさしおさえたり没収してはならない。

三、雇主と賃金取得者の労働関係は、いかなる方法によっても、またいかなる理由によっても、賃金取得者の市民権を妨害したり制限したりするものであってはならない。なかんずく、労働者がその仲間と仕事に関する問題で論争したり、企業の管理に参加したり、労働者としての利益をまもったり、その所属する団体への義務を果す権利に制限を加えてはならない。(憲法第三十九条、四十二条、四十六条)

したがって、工場内でも、また生産に従事していない時も、すべての労働者は自分の考えを自由にのべ、法律の認める印刷物を読み、配布し、集会に参加し、宣伝や組織活動を行う権利を自由に行使することができなければならない。

四、雇主と賃金取得者の労働関係は、いかなる政治的・宗教的・人種的差別待遇にも左右されてはならない。雇い入れ資格、支払、昇給の評定については、団体協約、ならびに法律によって定められた規定、当人のもつ個人的素質能力、職業上の資格以外は考慮に入れてはならない。(憲法第三条ならびに三十六条)

したがって、労働者が特定の団体に参加しているとか、その政治的もしくは宗教的信念をとりあげ、その報復としてこれを誹首したり、あるいは労働者が市民としての自由や、公民としての尊厳、精神的尊厳の尊重されることをあくまで要求し、イタリア共和国憲法に規定された社会的義務を雇主にまもらせる権利の尊重をもとめたからといって、労働契約を解いてはならない。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
